「第二種金融商品取引業者に対する監督行政の現状等」

参考資料

平成25年度
第二種金融商品取引業者説明会

～目　次～

１．金融商品取引業者向け監督方針について　・・・P. 1

２．金融商品取引業等に関する内閣府令等の
改正について　・・・P. 17

３．反社会的勢力への対応に係る監督指針等
の改正について　・・・P. 37

平成 25 年9月6日
金　　融　　庁

平成25事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針

金融商品取引業者等向けの監督事務の基本的考え方等を体系的に整理した「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」では、監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に即し、①市場仲介機能等の適切な発揮、②リスク管理と金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の３点を重点分野と捉え、金融商品取引業者等との率直かつ深度ある対話に努めつつ、金融商品取引業者等の監督に当たることとする。

なお、本監督方針は、平成25年９月時点の金融商品取引業者等を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、必要に応じ見直すこととする。

１．金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

（１）金融資本市場を取り巻く環境及び金融商品取引業者等に求められる役割

我が国は、東日本大震災からの復興を前進させるとともに、日本経済の再生のため、デフレからの早期脱却に向けて、成長と富の創出の好循環を生み出し、「強い経済」を取り戻すことに全力で取り組んでいるところである。

輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、足下の経済状況は、マインドの改善にも支えられ、次第に景気回復へ向かうことが期待されている。その一方、欧州政府債務問題や、米国の政策動向による影響、中国経済の先行き等、海外の経済状況や金融資本市場の動向には引き続き留意する必要がある。

金融商品取引業者等においては、こうした市場環境の変化も踏まえ、適切かつフォワード・ルッキングなリスク管理に努めると共に、市場の担い手として、市場仲介機能の適切な発揮や金融商品の公正な価格形成に貢献し、我が国の金融市場に対する投資者の信認を高めることにより、金融市場の発展、更には我が国の経済の発展に寄与していくことが求められている。

また、平成25年６月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、経済成長に必要な成長資金の供給拡大へ貢献することが求められている。成長資金の円滑な供給の観点から、金融商品取引業者等は、適切な内部管理態勢の下で、積極的に資金需要者と資金供給者を仲介する役割（以下「金融仲介機能」という。）が期待される。

平成26年１月には、自助努力による家計の安定的な資産形成を支援するとともに、「貯蓄から投資へ」という流れを促進し、成長資金の供給を拡大する観点から、少額投資非課税制度（ＮＩＳＡ）も導入される。

このような中、金融商品取引業者等は、適合性原則の趣旨に則り、顧客本位の目線に立って中長期的な資産形成に資するような商品を開発・提供しつつ、顧客の生活設計やマネープランを踏まえた資産形成という観点に基づくコンサルティング機能を発揮することが求められるとともに、成長資金の供給拡大に貢献していくことが期待される。

以上のような観点を踏まえ、各金融商品取引業者等において、自らが果たすべき役割を十分に認識するとともに、内外の急激な社会・経済の変化等にも対応するため、経営陣が責任ある経営判断を迅速に行う重要性が増している。同時に、各種のリスクを的確に把握した上で、５～10 年後を見据えた中長期の経営戦略を検討することが重要である。

（２）監督当局の取組姿勢等

上記のような認識の下、監督当局においても、各金融商品取引業者等が経営陣による適切なリーダーシップの下、ガバナンスやリスク管理態勢等の整備を行うとともに、金融商品取引業者等のビジネスモデルの持続可能性などに関しても適切な検証を行い、短期及び中長期の経営戦略を描くことができているかを確認していく。

また、本事務年度の金融監督に当たっては、ベター・レギュレーション（金融商品取引業者等との率直かつ深度ある対話、対外的な情報発信、内外の金融経済情勢に関する情報の共有・連携、行政対応の透明性・予測可能性の向上等）の一層の深化を図ることを基本に、引き続き、以下のような取組姿勢で臨むこととする。

金融行政においては、規制だけで対応しようとすると規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と監督当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。

①　リスク感応度の高い行政

現在考え得るリスクに的確に対応していくため、マクロ経済、金融資本市場の動向をより深く把握した上で、それらが金融商品取引業者等の健全性等に与える影響について認識・分析を深め、個々の金融商品取引業者等や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握する。また、モニタリングのオンサイト・オフサイトの一体化の推進等により、リスクの早期把握に努めつつ、限られた人的資源を的確かつ有効に活用しながら、より一層リスクベースの監督を推進する。

加えて、不測の事態が発生した場合にも金融機能の維持・確保を図るためには、東日本大震災等の経験や、最近までのシステム障害の実例等も踏まえ、金融商品取引業者等の業務継続計画において主要なリスクを十分に想定し、必要な計画の見直し・訓練の実施を行っているか等について確認することも重要である。さらに、金融サービスの根幹であるシステムについては、問題が生じた場合に国民生活・経済に大きな影響を与えることを踏まえ、平時より、障害発生時のリスク管

理態勢のあり方等について、各金融商品取引業者等に自主点検を促し、監督当局としても感度を高めてモニタリングすることが重要である。

② 国民の目線・利用者の立場に立った行政

顧客保護や利用者利便の一層の向上に向け、国民の目線・利用者の立場に立った行政対応に努める。特に、ＭＲＩ問題等を踏まえたモニタリングの強化、ＡＩＪ問題を踏まえた再発防止策の徹底や、投資者保護基金により顧客資産の分別管理義務違反に起因する弁済困難の認定が行われた事案等を踏まえた分別管理の徹底、システム障害対策等、顧客保護に直結する分野については重点的に確認していく。

③ 将来を見据えた行政

短期的な対応にとどまらず、国際的議論の動向も十分把握しつつ、環境変化を展望するとともに、我が国金融商品取引業者等が抱える共通の構造的課題（本業による収益力の強化等）も念頭に置きつつ、中長期的な対応も並行して行う、将来を見据えた行政対応に努める。

④ 金融商品取引業者等の自主的な経営改善・経営判断に資する行政

金融商品取引業者等との率直かつ深度ある対話や情報発信等を通じ、金融商品取引業者等の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。ＭＲＩ問題やＡＩＪ問題、公募増資に関連するインサイダー取引の問題等をみても、我が国の金融市場に対する信認の向上には、監督当局による取組みのみならず、金融商品取引業者等が自らの公共的な役割を強く自覚し、不断に努力していくことが必要である。

監督当局としては、意見交換等を通じて他の金融商品取引業者等の自主的・先進的な取組みを紹介すること等により、各々の金融商品取引業者等が、市場仲介機能等の発揮やリスク管理の充実、顧客保護・利用者利便の向上等に自主的かつ積極的に取り組むことで金融業界全体のレベルの向上につながるよう努める。

また、監督に当たっては、このような取組姿勢に加えて、以下の点にも留意する。

・証券取引等監視委員会等の関連部署、自主規制機関及び日本銀行と一層緊密な連携を図るほか、多国間監督カレッジ等を通じた海外当局との連携や、国際基準設定主体への積極的な貢献や適時適切な情報交換に努める。特に、金融庁及び証券取引等監視委員会において、より的確かつ効果的な監督・検査が行われるよう、証券取引等監視委員会との間で、これまで以上に緊密かつ迅速に情報共有を行うとともに、意見交換等を行っていく。また、市場が円滑かつ公正に機能するためには自主規制機関の役割も重要であり、自主規制機関に対し、自主規制機能の更なる強化及びその適切な発揮に向けて取り組んでいくよう求めていく。

・報告や資料提出の必要性について年一回定期的な点検を行うなど、金融商品取引

業者等の負担軽減にも配意する。ただし、ＭＲＩ問題等の発生を踏まえ、モニタリングの強化を行う観点から、必要な範囲で報告や資料提出を拡充することも検討する。

・専門的人材の育成・確保や研修の充実、海外監督当局との人材交流などを通じ、職員の資質向上に取り組む。

２．市場仲介機能等の適切な発揮

金融商品取引業者等は、投資者や資金調達者が市場にアクセスする際において、市場仲介者として機能することにより、円滑な取引を可能とする役割を担っている。これらの役割は、金融商品取引業者等が市場において果たすべき中核的な役割であり、高い公共性が求められている。適切な利用者保護を図りつつ信頼性の高い業務を遂行し、市場仲介機能の適切な発揮や金融商品の公正な価格形成への貢献等により、我が国の金融市場に対する投資者の信認を高め、金融市場の発展、更には我が国の経済の発展に寄与していくことが求められている。

また、経済成長に必要な成長資金の供給拡大への貢献が求められる中、金融商品取引業者等には、成長可能性のある企業を発掘し、資金調達に向けてサポート・仲介を行うなど、積極的な金融仲介機能の発揮が期待される。

同時に、金融商品取引業者等は、近時に顕在化した公募増資に関連したインサイダー問題やＬＩＢＯＲ事案等も踏まえ、引き続き、法令等遵守意識や職業倫理の向上に向けて、業界全体として不断の努力を重ねる必要がある。

こうした観点を踏まえ、金融商品取引業者等に対し、以下の観点から監督を行う。

① 市場仲介機能を適切に発揮できるよう、各種の内部管理態勢を適切に整備しているかについて検証する。

② 経済成長に必要な成長資金の供給の拡大に貢献するため、適切な内部管理態勢の下で、積極的に金融仲介機能を発揮していくことについて、前向きに取り組むよう、促していく。

③ ＮＩＳＡが幅広く利用され、定着していくよう、制度趣旨を踏まえた金融商品の提供に取り組むとともに、適切な勧誘・販売態勢を構築しているかについて検証する。

④ 顧客情報は金融商品取引及びその仲介の基礎をなすものであり、個人情報保護の観点からも、その厳格な管理を徹底する必要がある。また、金融商品取引業者等においては、公募増資等に際して行われた法人関係情報を利用したインサイダー取引が、金融市場に対する内外の投資家の信認を傷つけるなど深刻な影響を与え、改正金融商品取引法（平成25年６月13日成立）においてインサイダー情報の伝達・取引推奨行為に対する規制が導入されるに至ったことを十分に認識し、法人関係情報の管理を一層厳格に行うよう徹底する必要がある。

こうした観点から、情報セキュリティ管理等に係る内部管理態勢の整備や、役職員による不正行為（情報漏えい・インサイダー取引等）の防止に向けた職業倫理の強化や法令等遵守意識の涵養等について、経営陣が主導性をもって取り組んでいるかを検証する。また、法人関係情報に係る一斉点検の対象となった金融商品取引業者等における改善策等の取組み状況はもとより、他の金融商品取引業者等においても、法人関係情報の管理が徹底されているかについて検証する。

具体的には、ⅰ）引受部門等のイン部署から機関投資家営業部門等のアウト部署への情報伝達は最小限となっているか、ⅱ）アウト部署において法人関係情報の管理が厳正に行われているか、ⅲ）アウト部署において法人関係情報を保有する場合に情報取得者がその重要性を十分に認識できるよう対応しているか、ⅳ）機関投資家等との接触にあたって不適切な情報伝達が行われていないか、ⅴ）通信記録の検証など内部管理部門のモニタリングが適正に行われているか、ⅵ）採用・育成・評価にあたっての遵法意識の重視や、コンプライアンス研修の強化など、金融商品取引業者等において企業文化として職業倫理が徹底されているか、等について重点的に検証していく。

⑤ 証券取引が不正に利用されることを防ぐための態勢が整備されているか、以下の点について検証する。

ⅰ） マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止に向けて、平成25年４月に改正犯収法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）が施行されたことを踏まえ、取引時確認や確認記録・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等を適切に実施するための態勢が整備されているか。

さらに、マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止に対して金融商品取引業者が組織的に取り組むため、関係部門間での横断的な協力態勢や、情報を共有する態勢が整備されているか。

ⅱ） 経営陣を含めた組織全体で、反社会的勢力を金融取引から排除するとの強い意識を持って、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備等の適切な取組みを行っているか。特に、財務内容や資金繰り等が悪化している中小の金融商品取引業者等に対する資金提供者等に、反社会的勢力が関与していないか。

また、平成25年２月より稼動している日本証券業協会の「反社情報照会システム」を、証券会社が的確に利用しているか。

⑥ 昨今、ＬＩＢＯＲの不正操作問題に国際的な注目が集まっているが、金融市場における重要な指標の信頼性を損なうことがあってはならない。金融商品取引業者等において、指標金利に係る不適切な働きかけ等の行為を防止するための態勢が整備されることが重要であり、こうした観点からも、各金融商品取引業者等の内部管理態勢について、確認していく。

３．リスク管理と金融システムの安定

金融商品取引業者等の収益環境は、平成24年11月以降の株式市場の活況により委託手数料が増加しているほか、投資信託への資金流入が増加傾向にあること等から、足元では改善も見られるものの、海外の金融・経済動向など金融市場を取り巻く環境に引き続き留意を要する中、金融商品取引業者等においては、質の高いリスク管理を徹底することが重要である。

併せて、足元の業績が改善している現状においてこそ、経営者自身が、経営上の重要課題を認識し、中長期的な視点に立った持続可能なビジネスモデルの構築に向けて取り組んでいくことが重要である。

監督当局としては、大規模証券会社グループの監督に際しては、特に現下の金融経済情勢も踏まえて、万全の監督対応を行っていく。併せて、収益力向上のための取組みや、海外戦略も含めた中長期的な経営戦略について、必要に応じて経営陣と議論を行うとともに、更なる検討を促していく。

また、中小証券会社等については、金融経済情勢の急変等の可能性も踏まえ、財務基盤や資金繰りへの影響について注視するとともに、経営戦略について必要に応じ経営陣と議論を行う。

（1）証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進

① 内外の金融システムにおいて大きなプレゼンスを有している大規模証券会社グループ等（国内大手証券会社及び大手外資系証券会社等）については、現下の金融経済情勢や、証券会社の流動性にも影響を及ぼしかねない国際的な金融規制に係る議論の動向を踏まえ、日本銀行や海外当局とも密接に連携しつつ、引き続き、外貨も含めたグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すよう求めていく。

また、大規模証券会社グループ等において、流動性リスク管理を含む全般的なリスク管理が市場関係者等に適切に受け止められるよう、自主的に、できる限り分かり易く、対外メッセージを発信していくことを慫慂していく。

② 証券会社グループに対する連結監督・規制の対象となる特別金融商品取引業者等及び指定親会社に係るグループについて、引き続き、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努める。また、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況に加え、グループ・ベースでのデータ集計能力向上に向けた態勢整備の状況及びテール・リスクを適切に把握するためのストレステストの適切な実施とストレステスト結果の経営での活用状況等について重点的に検証する。

特に、国際的に活動し、大規模で複雑な業務を行う証券会社グループについては、グループ一体のガバナンス態勢を構築しつつ、国内・海外の金融・経済動向や、国際的な規制動向などが、自社グループひいては金融システムに与える影響にも配意し、グループ全体での各種リスク管理を適切かつ的確に行っていくことが必要であることから、より一層深度ある監督を行っていく。その際

には、国際的に活動し、大規模で多様な業務を行う外国の金融機関のリスク管理態勢も十分に踏まえつつ、本邦の当該金融機関のリスク管理態勢の強化を促していく。

また、フォワード・ルッキングな観点から、財務の健全性・リスク管理をより詳細にモニターしていくため、検査部局との緊密な連携の下で、オンサイト・オフサイト一体となったモニタリングを実施・強化する。なお、金融安定理事会（ＦＳＢ）等の国際的な議論を踏まえ、国際的に活動し、大規模で複雑な業務を行う金融機関について、①業務部門、リスク管理部門・財務部門、内部監査部門の各々の適切な機能に支えられた内部統制及びグループ・ガバナンスの強化、②経営判断におけるストレステスト結果活用の促進、③資本政策策定態勢の整備、④適切なデータ集計能力を確保するための経営情報システム（ＭＩＳ）の強化、⑤リスク管理・内部監査担当役職員の能力向上、⑥再建計画の策定等の取組みを進めるよう促していくとともに、当局においても、平成25年６月に成立した改正預金保険法の内容も踏まえつつ、処理計画策定に向けた取組みを進めていく。

上記の観点以外にも、大規模金融機関に対する監督手法の高度化について国際的に活発な議論が行われていること等を踏まえて、不断に監督手法の高度化に取り組んでいくとともに、必要に応じて、大規模で複雑な業務を行う金融グループに対し監督上求めるべき事項等をさらに明確化していくことも検討する。

また、引き続き、国内経済の動向のみならず、海外の金融市場、実体経済の動向が金融システムに与える影響にも配意しながら、日本銀行とも十分連携しつつ、金融システム全体が持続的・安定的に発展することが見込めるかというマクロ・プルーデンスの視点から分析・対応を継続していく。

（２）中小の証券会社（国内・外資系）、投資運用会社等の経営リスクへの備え

① 中小の証券会社（国内・外資系）や投資運用会社等については、金融経済情勢の急変等の可能性も踏まえ、より質の高いリスク管理の徹底を求める。併せて、経営の健全性を確保していくため、引き続き早期警戒制度を的確に運用するほか、ビジネス・モデルや直近の業況等を一覧的に把握し、業界横断的・時系列的な分析を行う。

② 特に、中小の証券会社（国内・外資系）や投資運用会社等に、財務内容の悪化や資金繰りの困難化等の兆候が見られた場合には、裏付けのある実現可能な経営改革、収益改革の策定、資金繰り改善策の対応状況等につき、速やかに検証する。

さらに、顧客財産の保全状況について細心の注意を払い、分別管理・区分管理に係る態勢が適切に整備されているか等を重点的に検証するほか、反社会的勢力や金融商品取引業者等としての健全な経営を行う意識や能力が欠如している者等が、資金の提供者等として経営に関与してくるおそれがあることに十分に留意して、動向を注視していく。

こうした対応に当たっては、財務内容の悪化や資金繰りの困難化等の兆候が見られる証券会社等に関し、日本証券業協会及び投資者保護基金等との更なる連携強化を進め、問題の早期把握に努める。

また、足元の海外の金融経済情勢に鑑み、外資系の中小証券会社の母国における本体の経営状況等についても注視していく。

（3）各種ファンドへの対応

将来のリスクの顕在化を見越した早めの対応を行っていくため、ファンド・モニタリング調査を引き続き実施するなど、ヘッジファンドを含む各種ファンドに関する募集・運用等の実態把握に取り組む。

4．顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。金融商品取引業者等においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、頑健な業務体制を構築するとともに、顧客保護の徹底による安心・信頼を確保しつつ、これをベースに、顧客のニーズを的確に反映し、創意工夫を凝らした金融商品・サービスを提供して各々の競争力を高め、我が国市場の健全な発展に資するよう努める必要がある。

特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令等を遵守するだけでは足りず、法令等の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼性が求められる金融商品取引業者等として、顧客や社会の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。

そのためにも、まずは、顧客の属性（知識、経験、財産の状況、目的等）に照らして、販売・勧誘を行うことが適当な金融商品等であるかを的確に検討・判断し、金融商品等の開発を行うことが必要である。その上で、金融商品等の販売・勧誘に際し、顧客の属性に応じた適切かつ柔軟な説明を行うことが不可欠である。また、販売後の顧客からの相談や苦情については、顧客の潜在的ニーズを掘り起こす機会でもあると認識し、適切かつ積極的に対応することも必要である。

以上を踏まえ、本事務年度においては、金融商品取引業者等による顧客保護・利用者利便の向上に向けた以下の取組みについて重点的に検証する。

その際、金融商品取引業者等の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努める。併せて、金融商品取引業者等が、①どのような経営方針の下で、どのような金融商品・サービスをどのような属性の顧客に提供しようとしているか、②短期的な利益追求や利益相反などにより、歪んだインセンティブに動機付けられていないか、③経営方針が営業現場で徹底されているかを経営陣を含め内部でチェックする態勢が整備されているか、についても注意を払う。

また、近時に発生したＭＲＩ問題等の一連の不祥事案を踏まえ、モニタリング体

制の強化や情報分析の高度化を図り、限られた人的資源を的確かつ有効に活用しながら、より一層リスクベースでの監督を推進する。

（１）販売態勢等

金融商品取引業者等は、金融商品の販売・勧誘に当たって、単に法令や自主規制規則を遵守すれば足りるということではなく、顧客目線に立って分かりやすく説明し、顧客が商品性・リスク特性等を真に理解できるよう努めることが重要である。

金融商品取引業者等の販売・勧誘のあり方に関し、投資者等から金融庁等に寄せられる情報等も踏まえ、定期的及び必要に応じ、各業者から詳細なヒアリングを実施すること等を通じ、各業者の販売・勧誘・フォローアップ態勢等の実態把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、各業者に対し改善を強く促していく。

こうした観点も踏まえ、金融商品取引業者等において、顧客から信頼され、長期的な関係を構築できるよう、顧客目線に立った営業を徹底するよう促していく。

① 投資信託、仕組債及びデリバティブ等のリスク性商品（為替デリバティブ商品を含む）の販売において、不招請勧誘規制の法令遵守状況を含め、それぞれの顧客の属性に配慮した勧誘・説明態勢となっているかについて、勧誘・説明態勢に係る監督指針も踏まえつつ、重点的に確認する。特に、

ⅰ） 開発・勧誘・販売する商品のリスクの所在、複雑性や特性に応じて、販売が適当な対象顧客を分類するなど、適切な販売のための事前検討を行うとともに、販売後であっても、顧客からの苦情や、リスク変動の状況等を踏まえて、販売対象の顧客の分類を変更するなど、適時適切に販売戦略の再検討がなされているか、

ⅱ） リスクの所在や特性等に関し、顧客が正しく理解し的確な判断を行いうるよう、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的等に照らして、それぞれの顧客にとって適切でわかりやすい資料を提供するなど、適切な説明を行っているか（特に、商品特性や価格の変動要因等に係るリスク特性、販売・解約等に当たっての手数料、信託報酬をはじめとする費用、分配金の一部又は全部に元本の取崩しが含まれている場合があること等、顧客の投資判断に影響を及ぼす事項について適切な説明を行っているか、また、投資信託の乗換えにあたっては、これらの説明を丁寧に行い、顧客にとって不必要な乗換えとならないよう留意しているか）、

ⅲ） 特に、高齢の顧客については、これまでの投資経験が十分であったとしても、短期的に投資判断能力が変化する場合や、視力や聴力などの低下により契約内容について十分な理解が困難となる場合等があることを考慮し、顧客の立場に立ってこまめに相談に乗るとともに、商品性・リスク特性について顧客の理解が確保されるためのきめ細かな取組みや、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを、勧誘開始時、受注、約定連絡、約定後のモ

ニタリングの各段階において、対面、電話、店頭といった各販売チャネル毎に行っているか、

iv） 顧客が説明内容を理解したかどうかを確認するチェックシートを必要に応じ作成・徴求しているか、

v） 注意喚起文書を配布しているか、

vi） 営業部員や役職員の給与・賞与体系が短期的な収益獲得に過度に連動した成果主義に偏重していないか、

vii） 手数料収益の獲得に傾注した営業体制や商品構成になっていないか、

viii） 投資信託等のトータルリターンの通知制度に関し、日本証券業協会等における自主規制規則の改正を踏まえ、システム対応など同制度導入に向けた態勢整備に取り組んでいるか、

等について重点的に検証する。

② 平成26年１月から、少額投資非課税制度（ＮＩＳＡ）が導入される予定であり、投資知識・経験の浅い顧客による利用が予想されることから、ＮＩＳＡを利用する顧客に対する金融リテラシーの向上のための取組みや説明態勢の整備、制度の趣旨を踏まえた金融商品等の提供に関し、平成25年８月に改正した監督指針を踏まえた運用がなされているか注視していく。

③ 金融機関と投資者との関係は、商品を販売してしまえば終わるというものではなく、商品の販売後の丁寧な顧客管理（アフターケア）も、投資者との信頼関係の確保のためには不可欠である。

とりわけ、投資商品の価格変動に影響を及ぼす市場動向や発行体の信用力の変化等について、顧客へ適時・的確にわかりやすい情報を提供（投資信託においては、投資信託委託会社から販売業者等への情報提供も含む）し、投資者の理解を深め、投資判断をきめ細かくサポートしていくこと等も重要である。中でも、高齢の顧客については、短期間に投資判断能力が変化する場合もあり、顧客の立場に立ってこまめに相談にのるなど、特に丁寧なフォローアップが不可欠である。

こうした観点から、顧客目線に立った適切な顧客管理が行われるよう促していく。

（２）苦情・相談処理態勢

顧客からの金融商品・サービスへの信認を確保し、顧客ニーズを積極的に業務運営に生かしていく上で、相談・苦情等に対する主体的で適時適切な対応は極めて重要である。こうした観点から、適切な窓口の整備、相談・苦情等の原因分析、社内における情報共有、再発防止策の策定・周知、その実施状況のフォローアップ等が、経営陣が関与する形で適切に行われるよう内部管理態勢が整備されているかについて確認する。

また、金融ＡＤＲ制度において、ｉ）金融商品取引業者等が必要な情報を積極的に開示するなど、迅速な紛争解決に向けて誠実な対応がとられているか、ii）全国で利用しやすい態勢が整備されているか、iii）顧客から相談等があったときに必要に応じてＡＤＲを紹介しているか、iv）特に当事者間の話合いでは顧客の納得が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めてＡＤＲの説明を行っているか、等について確認する。

こうした観点から、各業者における苦情・相談処理に係る内部管理態勢を検証し、投資者の視点に立った対応が行われるよう促していくとともに、顧客からの相談・苦情等を業務運営の改善につなげるための態勢整備の構築を促していく。

（３）業務の継続性

① 金融機関のコンピュータシステムは、市場の担い手として決済システムの中核をなしており、社会インフラとしての公共性が高く、仮に障害等が発生した場合、利用者利便を損なうとともに社会的に大きな影響を与え、また、金融商品取引業者等としての信用失墜も招きかねないものである。足元では、取引量の急激な増加により、特にインターネット取引サービスを提供する証券会社において、システムが不安定になる事態も発生している。金融商品取引業者等に対しては、経営陣の積極的なリーダーシップの下、システムリスクに対する認識、外部環境の変化を踏まえたシステムの十分性の確保、システム投資（人材配置・人材教育を含む。）に関する経営戦略、障害発生時のリスク管理態勢及び業務の継続性確保のための態勢整備、適切な監査体制の確保等についての自主点検を促していくとともに、重点的に検証を行う。

具体的には、

ｉ） システム障害の未然防止や障害発生時の迅速な復旧対応が、経営上の重要な課題であることを経営陣が十分に認識し、そのための十分な態勢を構築しているか、

ii） システムの制限値を把握するなどシステムの処理能力に関する認識・評価を的確に行い、システムの制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応を検討しているか、

iii） 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか、

iv） 現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか、

v） 外部委託しているシステムの内容を十分に理解した上で、外部委託先との役割分担・責任等をあらかじめ明確にするとともに、外部委託先も含めたモニタリング態勢を構築しているか、また、外部委託している場合でも、外部委託先任せとせずに、内部にもシステム関係に精通した要員を適切に配置するなどの態勢整備が図られているか、

vi） システムの更改・統合等に際して、経営陣がリスクを適切に認識し、プロ

ジェクト管理を適切に行っているか、

vii） システム障害を未然防止するための対応だけではなく、一旦発生した場合に顧客を保護（オンライン取引が不通となった場合に備えたコールセンターその他の代替手段等の整備や、金融商品取引法第39条第３項に定める事故の確認等）するための態勢整備に努めているか、

等について確認する。

また、システム障害が発生した場合には、必要に応じて、外部委託先に対してもヒアリング等を行い、システム障害の発生原因や再発防止策について検証する。

② 危機発生時に、必要最低限の業務が継続できるように

ⅰ） 地震等の自然災害や新型インフルエンザ、大規模停電等をはじめ、主要なリスクを十分想定した業務継続態勢を整備しているか、

ⅱ） これまでの大規模な自然災害やシステム障害の経験、中央防災会議等の検討結果を踏まえ、業務継続計画の見直しを行っているか、

等について検証する。

・システムセンター等の重要拠点に関して、業務の継続性に問題がないかを確認する。具体的には、ＢＣＰの策定状況、自家発電・バックアップセンターの設置状況、ＢＣＰの実効性を担保するための訓練実施状況に関して、各金融商品取引業者等において、外部委託先も含めて、必要に応じ点検を行っているかについて確認する。

・また、インターネット取引を行う金融商品取引業者等において、有事の際における業務継続体制が十分であるかについて確認する。

・さらに、サイバー攻撃に対するセキュリティ対策を講じているか、攻撃を受けた際に被害を極小化する等の緊急時態勢を構築しているか、監視・報告態勢を構築しているか、等について確認する。

（４）投資一任業者に係る対応

投資一任業者について、引き続き、実態把握に努めるとともに、証券取引等監視委員会と情報を共有するなど、証券取引等監視委員会の投資一任業者に対する集中検査に関して密接に協力し、リスクベースで適切に監督していく。

また、投資一任業者が、ＡＩＪ問題を踏まえた再発防止策を適切に実行しているか、検証する。

（５）外国為替証拠金取引に係る対応

ＦＸ業者の勧誘・説明態勢等の適正性について、金融先物取引業協会が制定したアフィリエイト広告利用に関するガイドライン等も踏まえ、検証する。また、個人向けバイナリーオプション取引について、平成25年８月に施行した内閣府令・監督指針及び金融先物取引業協会が制定した自主規制規則を踏まえた適切な

対応が行われているか検証する。また、ＦＸ取引において発生したスリッページについて、平成25年８月に改正した監督指針及び金融先物取引業協会が制定した自主規制規則を踏まえた適切な対応が行われているか検証する。

（６）第二種金融商品取引業に係る対応

ＭＲＩ問題も踏まえ、第二種金融商品取引業者について、更なる実態把握に努めるため、投資対象も含めたファンドの実態、投資家の属性等について情報を収集するなど、モニタリングの強化を図るとともに、証券取引等監視委員会とも情報共有を行い、必要に応じて速やかな検査を求めていく。

また、より機動的かつ迅速にリスクベースでの対応が可能となるよう、システム整備も含めた情報分析力の更なる向上や、財務局との役割分担も含めた監督体制の整備について検討していく。

また、第二種金融商品取引業者自らが法令遵守態勢等を構築することは当然であるが、業者数が多数に及ぶ現状においては、自主規制機関がその役割を適切に発揮することがより重要となる。一方、現時点では、第二種金融商品取引業協会の会員数が少数であることから、同協会が会員規模を拡大した上で、自主規制規則の制定等の自主規制機能を速やかに発揮していくことなどにより、投資者保護等が十分図られるよう、引き続き、同協会の活動を含め、第二種金融商品取引業に係る投資者保護に向けた一層の取組みを促していく。

（７）格付会社に係る対応

① 信用格付業者について、利益相反防止や格付プロセスの公正性確保のための態勢が整備されているか、格付方針等に係る情報が適切に開示されているか、付与した信用格付と異なる格付の提供・開示といった事務処理の誤りを防止するための体制が整備されているか、等について重点的に検証する。また、信用格付業者に対する監督に係る国際的な議論を踏まえた監督を行うよう努める。

② 併せて、証券会社等において、無登録の格付会社が付与した格付に関する説明を適切に実施しているかを確認する。さらに、各証券会社等において、格付の限界等を理解した上で、格付に加えて各社自らが追加的な分析を行い投資者に提供するなど、格付に依存しない信用リスクの評価が行われるよう慫慂する。

（８）金融犯罪等への対応

① 未公開株、社債、集団投資スキーム（ファンド）持分等を利用した悪質な詐欺的な勧誘事案等が、引き続き見られている。こうした事案や、無登録で金融商品取引業を行っている業者に対しては、警察当局や消費者庁等と情報を共有するなど連携を進める。また、無登録で金融商品取引業を行っている業者（無登録の海外所在業者が国内投資家向けに勧誘を行っている場合も含む。）に対しては、速やかに警告書を発出するとともに、その旨を公表し、投資家に対する情報提供を

行うなど、適切な対応を図る。さらに、関係業界団体（自主規制機関）や金融商品取引業者等に対し、こうした事案をはじめとする金融取引に関連する犯罪の防止等に向けた適切な対応を促していく。

② 適格機関投資家等特例業務について、届出制であることを悪用して特例業務の要件を満たさないままファンドを運営するような悪質な業者が認められたことから、平成24年４月に適格機関投資家の名称など届出事項の記載事項の拡充、届出受理時のチェック項目の追加が行われた。こうした制度改正も踏まえ、届出業務の要件確認や業務内容の実態把握（適格機関投資家が実際に出資しているか、仮に形式的には適格機関投資家による出資が行われていたとしても、実態のない業務の対価として報酬を受け取ること等により、名目的・潜脱的な出資となっていないか等）に努め、証券取引等監視委員会とも情報を共有するとともに、悪質な特例業者の存在が判明した場合には、警察当局とも連携しつつ、速やかに警告書を発出し、その旨を公表するとともに、「問題があると認められた届出業者リスト」に速やかに掲載するなど、厳正に対応する。

（以　上）

1．総論

【参考】金融商品取引業者等向け監督方針のポイント

1．金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

(1) 金融資本市場を取り巻く環境・金融商品取引業者等に求められる役割

・海外の経済状況や金融資本市場の動向に引き続き留意
・市場仲介機能の適切な発揮や金融商品の公正な価格形成への貢献を期待
・成長資金の供給拡大への貢献(金融仲介機能の積極的な発揮、顧客の資産形成に資するような商品開発・提供・コンサルティング機能の発揮等)を期待
・責任ある迅速な経営判断、５～10年後を見据えた中長期の経営戦略の検討が重要

(2) 監督当局の取組姿勢等

・ベター・レギュレーションの一層の深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、規制だけで対応しようとすると規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。

① リスク感応度の高い行政
(個々の業者や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、リスクベースの監督の推進、システム・業務継続体制の点検)
② 国民の目線・利用者の立場に立った行政　(顧客保護や利用者利便の一層の向上)
③ 将来を見据えた行政　(国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融商品取引業者等が抱える共通の構造的課題も念頭に置く)
④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政(金融商品取引業者等と率直かつ深度ある対話、他の金融商品取引業者等の先進的取組みを紹介等)

2．監督重点分野

2．市場仲介機能等の適切な発揮

①市場仲介機能の適切な発揮に向けた内部管理態勢の整備の検証

②成長資金の供給拡大への貢献の促進
適切な内部管理態勢の下で、金融仲介機能の発揮に前向きに取り組むよう促す

③NISAの導入に向けた販売態勢等の検証
制度趣旨を踏まえた金融商品の提供、適切な勧誘・販売態勢の構築について検証

④顧客情報・法人関係情報の管理の徹底

⑤証券取引の不正利用の防止

⑥指標金利への不適切な働きかけ等の防止

3．リスク管理と金融システムの安定

(1)証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進

大規模証券会社グループ等について、
① 国際的議論の動向も踏まえ、流動性リスク管理等に万全を期すよう求める
② グループ一体のガバナンス態勢やリスク管理態勢の強化を促す

(2) 中小証券会社(国内・外資系)、投資運用会社等の経営リスクへの備え
財務内容の悪化や資金繰りの困難化等への対応策について実効性を検証、顧客財産の保全状況や反社会的勢力等の関与について注視、業界団体等との連携強化

(3)各種ファンドへの対応

4．顧客保護と利用者利便の向上

(1)販売態勢等
特に高齢の顧客については、商品性・リスク特性について顧客の理解が確保されるための取組みや、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを促す

(2)苦情・相談処理態勢

(3)業務の継続性(システム・BCP)

(4)投資一任業者に係る対応

(5)外国為替証拠金取引に係る対応

(6)第二種金融商品取引業に係る対応
MRI問題も踏まえ、モニタリングの強化を図るとともに、情報分析力の更なる向上・監督体制の整備についても検討

(7)格付会社に係る対応

(8)金融犯罪等への対応

金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正について

① 契約締結前交付書面の記載事項の追加に係る内閣府令新旧対照表

② 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正

③ 事業報告書記載事項の追加に係る別紙様式第十二号の新旧対照表

改正案	現行
（特定投資家に準ずる者） 第十六条の三　法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれる厚生年金基金（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものに限る。）及び企業年金基金 二・三　（略）	（特定投資家に準ずる者） 第十六条の三　法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれる厚生年金基金及び企業年金基金 二・三　（略）
（契約締結前交付書面の記載方法） 第七十九条　（略） 2　（略） 3　金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面には、第八十二条第一号に掲げる事項、第九十二条の二第一項第三号に掲げる事項（その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分（法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利をいう。以下同じ。）の	（契約締結前交付書面の記載方法） 第七十九条　（略） 2　（略） 3　金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面には、第八十二条第一号に掲げる事項及び法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及

うち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるものの売買その他の取引に係るものである場合に限る。）及び法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第八十七条　その締結しようとする金融商品取引契約が出資対象事業持分の売買その他の取引に係るもの（以下この条において「出資対象事業持分取引契約」という。）である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

２・３　（略）

（外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第八十八条　その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第六号に掲げる権利（以下「外国出資対象事業持分」という。）

び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第八十七条　その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利（以下「出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るもの（以下この条において「出資対象事業持分取引契約」という。）である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

２・３　（略）

（外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第八十八条　その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第六号に掲げる権利（以下「外国出資対象事業持分」という。）

の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　外国出資対象事業持分の発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあっては、その名称及び当該監督の主な内容

三～五　（略）

2・3　（略）

（事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第九十二条の二　その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるもの（以下この条において「事業型出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十七条第一項に規定する事項（当該金融商品取引契約が外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係るものである場合にあっては第八十八条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が第九十一条第四項第三号に掲げるものの売買その他の取引に係るものである場合にあっては同条第一項に規定する事項、当該金融

の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　外国出資対象事業持分の発行者が監督を受けている外国の当局の名称及びその主な内容

三～五　（略）

2・3　（略）

（事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第九十二条の二　その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるもの（以下この条において「事業型出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十七条第一項に規定する事項（当該金融商品取引契約が外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係るものである場合にあっては第八十八条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が第九十一条第四項第三号に掲げるものの売買その他の取引に係るものである場合にあっては同条第一項に規定する事項、当該金融

商品取引契約が競走用馬投資関連業務に係る取引に係るものである場合にあっては前条第一項に規定する事項）のほか、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約の特性及び当該特性を理解した上で投資を行うべきである旨

四　出資対象事業に係る資金の流れに関する次に掲げる事項

イ　事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の使途の具体的な内容及び当該金銭その他の財産の各使途への配分に係る方針

ロ　事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割

五　事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称

2・3　（略）

（禁止行為）

第百十七条　法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～十三　（略）

十四　有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバ

商品取引契約が競走用馬投資関連業務に係る取引に係るものである場合にあっては前条第一項に規定する事項）のほか、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

2・3　（略）

（新設）

（禁止行為）

第百十七条　法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～十三　（略）

十四　有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティ

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現　行	改　正　案
Ⅴ．監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業） （略） Ⅴ－２　業務の適切性（第二種金融商品取引業） Ⅴ－２－１　みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性 Ⅴ－２－１－１　勧誘・説明態勢 （１）～（３）　（略） （４）ファンドに関する説明義務に係る留意事項 （新設） 金商法第２条第２項第５号及び第６号では、集団投資スキーム（ファンド）及びその持分に係る権利を包括的に定義している。これら権利の販売・勧誘又は募集若しくは私募を行う者の中には、金商法施行以前には証券会社等として当局の監督対象となっていなかった者、透明性・流動性が低く、投資者にとってその実態把握や評価が極めて困難なファンドを取り扱う者があると考えられる。 そうしたことを踏まえ、みなし有価証券販売業者又は自己募集業者がこれら権利を取り扱う際には、組合契約等の概要や、当該ファンドが現に行っている事業の概要、当該契約に基づく権利のリスクに関する説明が、出資者に対して十分になされているかについて留意するものとする。 特に、業務の実態が特定商取引に関する法律第33条第１項に規定する連鎖販売業に該当する場合には、金商法及び同法に基づく適切な説明がなされているかに留意し、必要に応じ、経済産業省等関係機関との連携の下、	Ⅴ．監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業） （略） Ⅴ－２　業務の適切性（第二種金融商品取引業） Ⅴ－２－１　みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性 Ⅴ－２－１－１　勧誘・説明態勢 （１）～（３）　（略） （４）ファンドの販売に係る留意事項 ①　ファンドに関する説明義務に係る留意事項 金商法第２条第２項第５号及び第６号では、集団投資スキーム（ファンド）及びその持分に係る権利を包括的に定義している。これら権利の販売・勧誘又は募集若しくは私募を行う者の中には、金商法施行以前には証券会社等として当局の監督対象となっていなかった者、透明性・流動性が低く、投資者にとってその実態把握や評価が極めて困難なファンドを取り扱う者があると考えられる。 そうしたことを踏まえ、みなし有価証券販売業者又は自己募集業者がこれら権利を取り扱う際には、組合契約等の概要や、当該ファンドが現に行っている事業の概要、当該契約に基づく権利のリスクに関する説明が、出資者に対して十分になされているかについて留意するものとする。 特に、業務の実態が特定商取引に関する法律第33条第１項に規定する連鎖販売業に該当する場合には、金商法及び同法に基づく適切な説明がなされているかに留意し、必要に応じ、経済産業省等関係機関との連携

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現　行	改　正　案
適切な対応を図ることとする。また、業務の実態が無限連鎖講の防止に関する法律に該当することがないかについて留意し、そのおそれがあると認められる場合には、警察庁等関係機関に情報提供を行うなど、適切な対応を図ることとする。 （新設） （以下略）	の下、適切な対応を図ることとする。また、業務の実態が無限連鎖講の防止に関する法律に該当することがないかについて留意し、そのおそれがあると認められる場合には、警察庁等関係機関に情報提供を行うなど、適切な対応を図ることとする。 ② 契約締結前の書面交付に係る留意事項 金商業等府令第92条の２第１項第３号に規定する「事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約の特性」としては、具体的には、（ⅰ）顧客が出資した金銭が充てられる出資対象事業の概要、（ⅱ）顧客は出資した金銭の実際の使途や収支の状況等について、出資対象事業を行う者から相対で入手する情報に基づいて顧客自身で判断する必要があること、（ⅲ）出資対象事業の収益性について保証等がされている訳ではないこと等について記載するものとする。 （以下略）

改正案	現行
別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係） （日本工業規格Ａ４） （略） １　業務の状況 （略） ⑮　自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況 ①～⑤　（略） ⑥　募集又は私募を行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券一覧表	別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係） （日本工業規格Ａ４） （略） １　業務の状況 （略） ⑮　自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況 ①～⑤　（略） （新設）

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考
			円 口 （　）	円	
			円 口 （　）	円	
			円 口 （　）	円	
合計額			円 （　）	円	うち適格機関投資家向け 本

（注意事項）

１　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、出資者が適格機関投資家のみである同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「出資対象事業持分の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる（「総出資額」及び「純資産額」の「合計額」については、出資者が適格機関投資家のみである同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券についても含めて記載すること。）。

当事業年度において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券に係る出資対象事業持分についても記載すること。

改正案	現行
2　本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ただし、ファンド（法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。この場合、その旨及び当該基準時を「備考」の欄に記載すること。 3　「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、当該ファンドの計算期間が１年でない場合は、直近の１年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。 ⑦　募集又は私募を行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の状況	（新設）

出資対象事業持分の名称					
出資対象事業の内容					
出資者数	適格機関投資家	うち個人	適格機関投資家以外の者	うち個人	計
	名	名	名	名	名
出資形態					
募集・私募の別					
発行者の名称					
	外国の者である場合 国名、監督当局等				
設定年月日					
募集・私募の期間					
存続期間の終期					
出資額	総出資額	総出資額（１年前）	１口当たりの出資額		
	円 口 （　）	円 口	円		
純資産額	純資産額	純資産額（１年前）	増減率		
	円	円	%		

改正案	現行

	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額（1年前）	
	円	円	
総資産額	総資産額	総資産額（1年前）	増減率
	円	円	%
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ資産	円	
		円	
		円	
	合計	円	
配当額（分配額）	配当等利回り	直近1年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額
	%	円	円
想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表監査の有無			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

（注意事項）

1　法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が適格機関投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」の欄に、出資対象事業持分の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。

当事業年度において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券に係る出資対象事業持分についても記載すること。

2　本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年

改正案	現行
度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。 3　「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。 4　「出資形態」の欄には、「民法第 667 条第１項に規定する組合契約に基づく権利」、「商法第 535 条に規定する匿名組合契約に基づく権利」、「投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利」、「有限責任事業組合契約に関する法律第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利」、「社団法人の社員権」、「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあっては、具体的に、その内容を記載すること。なお、外国の法令に基づく権利にあっては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。 5　「発行者の名称」の欄に記載する発行者が、外国の者である場合にあっては、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあっては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。 6　「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、計算期間が１年でない場合は、直近の１年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。 「総出資額（１年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び出資対象事業持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が１年でない場合は、基準時の１年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。 7　「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券及びデリバティブ資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。 また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。 なお、有価証券の資産の区分のうちに非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。 8　「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。 9　「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載し、「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が１年でない場合は、直近の１年間において解約	

改正案	現行
又は償還を行った分を記載すること。 10　「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。 11　「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。 12　本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。	
⑧　令第１条の９の２各号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況 （略）	⑥　令第１条の９の２各号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況 （略）
⑯　みなし有価証券の売買等の状況 法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。 ①　みなし有価証券の売買又は売買の媒介等の状況 （略） ②　売買又は売買の媒介等を行ったみなし有価証券一覧表 権利の名称 / 発行者 / 発行者との関係内容 （注意事項） 「発行者との関係内容」の欄には、みなし有価証券の売買又は売買の媒介等を行う者と発行者との関係内容を記載すること。 ③　みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの状況 （略） ④　売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表 権利の名称 / 設定年月日 / 存続期間の終期 / 総出資額 / 純資産額 / 備考 円 口 （　） / 円 円 口 （　） / 円 円 口 （　） / 円 合計額 / 円 / 円 / うち関係会	⑯　みなし有価証券の売買等の状況 法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。 ①　みなし有価証券の売買又は売買の媒介等の状況 （略） （新設） ②　みなし有価証券の売出し又は募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いの状況 （略） （新設）

改正案	現行

	（　）		社以外の発行 本 うち適格機関投資家向け 本

（注意事項）

1　みなし有価証券ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、発行者が関係会社（親法人等、子法人等又は第 126 条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下(16)において同じ。）以外であって、発行者から記載事項に係る情報を入手できないみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、その旨、情報を入手できない理由及び当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる。また、出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる（「総出資額」及び「純資産額」の「合計額」については、発行者が関係会社以外のみなし有価証券及び出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券についても含めて記載すること。）。

当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2　本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ただし、ファンド（みなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。この場合、その旨及び当該基準時を「備考」の欄に記載すること。

3　「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び発行単位総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が１年でない場合は、直近の１年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。

⑤　売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

（新設）

権利の名称	
事業の内容	

改正案						現行
出資者数	適格機関投資家	うち個人	適格機関投資家以外の者	うち個人	計	
	名	名	名	名	名	
有価証券の種類						
売出し・募集・私募の別						
発行者の名称						
	外国の者である場合国名、監督当局等					
設定年月日						
売出し・募集・私募の期間						
存続期間の終期						
出資額	総出資額	総出資額（１年前）	１口当たりの出資額			
	円 口 （　）	円 口	円			
純資産額	純資産額	純資産額（１年前）	増減率			
	円	円	%			
	１口当たり純資産額	１口当たり純資産額（１年前）				
	円	円				
総資産額	総資産額	総資産額（１年前）	増減率			
	円	円	%			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考			
	現金・預金	円				
	有価証券	円				
	デリバティブ資産	円				
		円				
		円				
	合計	円				
配当額（分配額）	配当等利回り	直近１年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額			

改正案	現行

	%	円	円
想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表監査の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

（注意事項）

1　みなし有価証券ごとに表を作成して記載すること。ただし、発行者が関係会社以外であって、発行者から記載事項に係る情報を入手できないみなし有価証券又は出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「権利の名称」の欄に、権利の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。

当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2　本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（みなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

3　「事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4　「有価証券の種類」の欄には、法第２条第２項各号の権利の別を記載すること。同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券に該当する場合は、「民法第 667 条第１項に規定する組合契約に基づく権利」、「商法第 535 条に規定する匿名組合契約に基づく権利」、「投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利」、「有限責任事業組合契約に関する法律第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利」、「社団法人の社員権」、「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあっては、具体的に、その内容を記載すること。なお、外国の法令に基づく権利にあっては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5　「発行者の名称」の欄に記載する発行者が、外国の者である場合にあっては、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあっては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。

6　「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額か

改正案	現行
ら償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が１年でない場合は、直近の１年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。 「総出資額（１年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が１年でない場合は、基準時の１年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。 7　「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券及びデリバティブ資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。 また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。 なお、有価証券の資産の区分のうちに非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。 8　「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、みなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。 9　「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載し、「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が１年でない場合は、直近の１年間において解約又は償還を行った分を記載すること。 10　「発行者との関係」の欄には、みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行う者と発行者との関係内容を記載すること。 11　「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。 12　「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。 13　本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。 （略） (17)　有価証券に関連しない市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の状況 ①　有価証券に関連しない市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円） （略） （注意事項） 1　（略）	(17)　有価証券に関連しない市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の状況 ①　有価証券に関連しない市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円） （略） （注意事項） 1　（略）

改正案	現行
2　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には同項第３号に掲げる取引に係る取引契約金額を記載すること。	2　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引に係る取引契約金額を記載すること。
②　有価証券に関連しない外国市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）	②　有価証券に関連しない外国市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）
（略）	（略）
（注意事項）	（注意事項）
1　（略）	1　（略）
2　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には同項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を記載すること。	2　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を記載すること。
（略）	（略）
(20)　投資一任契約に係る業務の状況	(20)　投資一任契約に係る業務の状況
①　（略）	①　（略）
②　投資一任契約に係る投資の状況	②　投資一任契約に係る投資の状況
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　金融商品取引行為の相手方の状況	ハ　金融商品取引行為の相手方の状況
（略）	（略）
（注意事項）	（注意事項）
1　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。 相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下(20)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。 ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下(20)において同じ。）を記載すること。	1　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。 相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下この(20)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。 ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下この(20)において同じ。）を記載すること。
2・3　（略）	2・3　（略）
（略）	（略）
(21)　投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況	(21)　投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況
①～③　（略）	①～③　（略）
④　投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況	④　投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況
イ～ヘ　（略）	イ～ヘ　（略）
（注意事項）	（注意事項）
1・2　（略）	1・2　（略）

改正案	現行
3　「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下３において同じ。）を、「オプション取引」の欄には同項第３号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。 「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第２条第22項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には同項第３号及び第４号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。 「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には同項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。	3　「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下この３において同じ。）を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。 「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第２条第22項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第22項第３号及び第４号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。 「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。
ト　金融商品取引行為の相手方の状況	ト　金融商品取引行為の相手方の状況
（略）	（略）
（注意事項） 1　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。 相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下(21)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載すること。 ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下(21)において同じ。）を記載すること。 2・3　（略）	（注意事項） 1　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。 相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下この(21)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載すること。 ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下この(21)において同じ。）を記載すること。 2・3　（略）
（略）	（略）
(22)　法第２条第８項第15号に掲げる行為に係る業務の状況 ①　（略） ②　ファンドの保有資産の売買等の状況 イ～ニ　（略） （注意事項） 1・2　（略） 3　「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下３において同じ。）を、「オプション取引」の欄には同項第３号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。 「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第２条第22項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には同項第３号及び第４号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。 「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第２条第	(22)　法第２条第８項第15号に掲げる行為に係る業務の状況 ①　（略） ②　ファンドの保有資産の売買等の状況 イ～ニ　（略） （注意事項） 1・2　（略） 3　「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下この３において同じ。）を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。 「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第２条第22項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第22項第３号及び第４号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。 「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第２条第

改正案	現行
21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には同項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。 ホ．金融商品取引行為の相手方の状況 （略） （注意事項） １　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。 相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下(22)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として未上場会社（その発行するいずれの有価証券も金融商品取引所（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に上場されていない会社をいう。）が発行する株券を投資の対象とする法第２条第８項第15号に係る業務を行う場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは、記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。 ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下(22)において同じ。）を記載すること。 ２・３　（略） （略） (23)　適格投資家向け投資運用業等の状況 ①　（略） ②　顧客の状況 （略） （注意事項） １　本表においては、法第63条第１項第２号に掲げる行為及び証券取引法等の一部を改正する法律附則第48条第１項に規定する業務に係る顧客を含めないこと。 ２　（略） （略）	21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。 ホ　金融商品取引行為の相手方の状況 （略） （注意事項） １　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。 相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下この(22)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として未上場会社（その発行するいずれの有価証券も金融商品取引所（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に上場されていない会社をいう。）が発行する株券を投資の対象とする法第２条第８項第15号に係る業務を行う場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは、記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。 ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下この(22)において同じ。）を記載すること。 ２・３　（略） （略） (23)　適格投資家向け投資運用業等の状況 ①　（略） ②　顧客の状況 （略） （注意事項） １　本表においては、法第63条第１項第２号に掲げる行為及び証券取引法等の一部を改正する法律附則第48条に規定する業務に係る顧客を含めないこと。 ２　（略） （略）

平成 26 年 2 月 25 日
金　　融　　庁

「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）の公表について

金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

本件の概要は以下のとおりです。

1．反社会的勢力への対応に係る監督指針等の改正

金融庁は、今般の提携ローンの問題も踏まえ、平成 25 年 12 月 26 日、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表した。これらの取組みを推進するため、以下のような構成で（1）反社会的勢力との取引の未然防止（入口）、（2）事後チェックと内部管理（中間管理）、（3）反社会的勢力との取引解消（出口）に係る態勢整備等についての着眼点を追加する、所要の改正を行う。

a. 組織としての対応
b. 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築
c. 適切な事前審査の実施
d. 適切な事後検証の実施
e. 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み
f. 反社会的勢力による不当要求への対処

2．上場銀行における社外取締役設置に係る監督指針の改正

昨年 12 月 13 日、「金融・資本市場活性化有識者会合」において、会社法改正や東京証券取引所の上場規則の改正の動きを踏まえ、上場している銀行及び銀行持株会社について、監督上、独立性の高い社外取締役の導入を促すことが必要との提言があった。これを踏まえ、上場銀行及び上場銀行持株会社における経営管理（ガバナンス）態勢について、少なくとも 1 名以上の独立性の高い社外取締役が確保されているかを検証することとする等、所要の改正を行う。

具体的な内容については（別紙 1～22）をご参照ください。

なお、別紙 10 については、経済産業省においても意見公募手続を行っております。詳細につきましては、こちらをご覧ください。

この案について御意見がありましたら、平成 26 年 3 月 26 日（水）17 時 00 分（必着）までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）、職業（法人その他の団体にあっては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便、ファックスにより下記送付先に、お寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記 e-Gov ウェブサイトに、お寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあっては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、（１）個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（２）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報は、御意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Gov へリンク）

御意見の送付先

郵便 ： 〒100－8967
東京都千代田区霞が関３－２－１
中央合同庁舎第７号館

- 別紙１、２、８、11、12 について　監督局総務課
- 別紙３、４について　監督局保険課
- 別紙５について　総務企画局市場課市場企画管理官室
- 別紙６、７について　監督局証券課
- 別紙９、13～17 について　監督局総務課金融会社室
- 別紙 10 について　監督局総務課協同組織金融室
- 別紙 18～20 について　検査局総務課調査室
- 別紙 21 について　監督局銀行第一課
- 別紙 22 について　監督局銀行第二課

ファックス ：

- 別紙１、２、８、11、12 について　03-3506-6116
- 別紙３、４について　03-3506-6115
- 別紙５について　03-3506-6251
- 別紙６、７について　03-3506-6117
- 別紙９、13～17 について　03-3506-6114
- 別紙 10 について　03-3506-7789
- 別紙 18～20 について　03-3506-6118
- 別紙 21 について　03-3506-6141
- 別紙 22 について　03-3506-6174

ＵＲＬ ： http://www.fsa.go.jp/

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
・別紙１、２、８、11、12について
監督局総務課（内線3402、3311）
銀行第一課（内線3321、3753）
・別紙３、４について
監督局保険課（内線3338、3863）
・別紙５について
総務企画局市場課市場企画管理官室（内線3685、3970）
・別紙６、７について
監督局証券課（内線3713、3360、3721）
・別紙９、13～17について
監督局総務課金融会社室（内線3318、3326）
・別紙10について
監督局総務課協同組織金融室（内線3361、3386）
・別紙18～20について
検査局総務課調査室（内線2526、2523）
・別紙21について
監督局銀行第一課（内線3765、3368）
・別紙22について
監督局銀行第二課（内線3320、3367）

１．反社会的勢力への対応に係る監督指針等の改正

（別紙１）「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）

（別紙２）「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）

（別紙３）「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）

（別紙４）「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）

（別紙５）「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）

（別紙６）「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）

（別紙７）「信用格付業者向けの監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）

（別紙８）「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）

（別紙９）「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）

（別紙10）「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）

(別紙11)「系統金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）
(別紙12)「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）
(別紙13)「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係　5　前払式支払手段発行者関係）」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）
(別紙14)「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係　7　不動産特定共同事業関係）」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）
(別紙15)「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係　12　電子債権記録機関関係）」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）
(別紙16)「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係　13　指定信用情報機関関係）」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）
(別紙17)「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係　14　資金移動業者関係）」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）
(別紙18)「金融検査マニュアル」の一部改定（新旧対照表）（PDF：○○KB）
(別紙19)「保険検査マニュアル」の一部改定（新旧対照表）（PDF：○○KB）
(別紙20)「金融持株会社に係る検査マニュアル」の一部改定（新旧対照表）（PDF：○○KB）

2．上場銀行における社外取締役設置に係る監督指針の改正
(別紙21)「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）
(別紙22)「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF：○○KB）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙６

現　行	改　正　後
Ⅲ－２－１１　反社会的勢力による被害の防止 （１）意義 反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む金融商品取引業者においては、金融商品取引業者自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融商品取引から排除していくことが求められる。 もとより金融商品取引業者として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、金融商品取引業者においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。 特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。また、新興市場における新規株式公開や上場市場におけるエクイティ・ファイナンス等により、暴力団等の反社会的勢力が金融商品市場に介入し、資金獲得を図っている状況も窺われる。こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。 なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって金融商品取引業者や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。 （参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」 （平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ） ①　反社会的勢力による被害を防止するための基本原則 ○　組織としての対応 ○　外部専門機関との連携 ○　取引を含めた一切の関係遮断 ○　有事における民事と刑事の法的対応	Ⅲ－２－１１　反社会的勢力による被害の防止 （１）意義 反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む金融商品取引業者においては、金融商品取引業者自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融商品取引から排除していくことが求められる。 もとより金融商品取引業者として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、金融商品取引業者においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。 特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。また、新興市場における新規株式公開や上場市場におけるエクイティ・ファイナンス等により、暴力団等の反社会的勢力が金融商品市場に介入し、資金獲得を図っている状況も窺われる。こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。 なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって金融商品取引業者や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。 （参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」 （平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ） ①　反社会的勢力による被害を防止するための基本原則 ○　組織としての対応 ○　外部専門機関との連携 ○　取引を含めた一切の関係遮断 ○　有事における民事と刑事の法的対応

現　行	改　正　後
○　裏取引や資金提供の禁止 ②　反社会的勢力のとらえ方 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。	○　裏取引や資金提供の禁止 ②　反社会的勢力のとらえ方 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成23年12月22日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。
（２）主な着眼点 反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。 ①　反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行うこととしているか。 イ．反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。 ロ．定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行うこと。 ハ．いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。	（２）主な着眼点 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。 ①　組織としての対応 反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、金融商品取引業者単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。 ②　反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

現　行	改　正　後
②　反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。	反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。
イ．反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。	
ロ．反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報が一元的に管理・蓄積され、当該情報を集約したデータベースを構築する等の方法により、取引先の審査や当該金融商品取引業者における株主の属性判断等を行う際に活用する体制となっているか。	イ．反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、自主規制機関等から提供された情報を適切に活用しているか。さらに、反社会的勢力に関する情報を取引先の審査や当該金融商品取引業者における株主の属性判断等を行う際に、活用する体制となっているか。
ハ．反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、日常時より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。	ロ．反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。
	ハ．反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。
	③　適切な事前審査の実施

現　行	改正後
	反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。 ④　適切な事後検証の実施 反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。 ⑤　反社会的勢力との取引解消に向けた取組み イ．反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。 ロ．平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。 ハ．事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、関係の遮断を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意しているか。 ニ．いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか。
③　反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。 イ．反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこと。 ロ．積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。	⑥　反社会的勢力による不当要求への対処 イ．反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。 ロ．反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。

現　行	改　正　後
ハ．あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。	ハ．反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。
④　反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。	ニ．反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。
	⑦　株主情報の管理 定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行っているか。
（３）監督手法・対応 検査結果や日常の監督事務等を通じて把握された金融商品取引業者の反社会的勢力との関係を遮断するための態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の２第１項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにも関わらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど内部管理態勢が極めて脆弱であり、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第１項の規定に基づく厳正な処分について、必要な対応を検討するものとする。	（３）監督手法・対応 検査結果や日常の監督事務等を通じて把握された金融商品取引業者の反社会的勢力との関係を遮断するための態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の２第１項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにも関わらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど内部管理態勢が極めて脆弱であり、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第１項の規定に基づく厳正な処分について、必要な対応を検討するものとする。